

がましんキッズクラブ 会員規約

第1条【目的】

本クラブは、教育・体験・地域共創の機会を通じて、子供たちが社会や地域について学び、主体的に考え行動する力を育むことを目的とする。

第2条【適用範囲】

この規約は、「蒲郡信用金庫（以下「当金庫」といいます）が組織・運営する「がましんキッズクラブ」（以下「本クラブ」といいます）の会員」（以下「会員」といいます）に対して適用される規約（以下「規約」といいます）とします。本規約の一部を構成するものには、当金庫の公式インターネット・ホームページ上への掲載、各種案内等の郵便、その他当金庫が提示する諸規程（これらを以下「諸規程」といいます）も含まれます。本規約の定めと、諸規程の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されます。

第3条【名称】

本クラブは、「がましんキッズクラブ」と称します。

第4条【会員資格】

会員とは、当金庫の営業エリアに居住の15歳以下のお子様で、当金庫普通預金口座を保有しており、入会申込時において本規約内容を承諾のうえ、当金庫所定の手続きによる入会申込みを行った方とします。なお、保護者による入会申込みを原則とします。会員資格はお子様一人につき一会員資格とし、複数のお申込みは無効といたします。

第5条【会員特典】

当金庫は、本クラブ会員に以下の特典を提供します。また、各種イベント、キャンペーン等において、臨時に特典を提供することがあります。

- (1) 各種イベントへの案内（ご招待含む）
- (2) 各キャンペーン等の案内（専用商品含む）

なお、特典内容については、会員の事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

- (3) 会員期間中は未利用口座管理手数料を徴求いたしません。

第6条【会員への通知方法】

本規約および本クラブの事項に関する当金庫から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き当金庫の公式インターネット・ホームページ、公式LINE上への掲載、各種案内等によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

第7条【届出事項の変更】

- (1) 会員が当金庫に届け出た氏名、住所等に変更があった場合は、ただちに所定の変更手続きをしていただきます。
- (2) 前項の届出がないため当金庫から送付する通知、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

第8条【会費】

会費は無料とします。ただし、イベント内容によっては実費をいただく場合がございます。

第9条【退会】

- (1) 会員資格の有効期限は、会員が満15歳となつてから最初に到来する4月2日までとします。
- (2) 会員は、第4条の会員資格を喪失した場合又は有効期限の終了を持って自動的に会員から退会するものとします。
- (3) 会員の希望による退会については、会員本人もしくは保護者からの申し出により、当金庫所定の手続きを行うものとします。

第10条【譲渡等の禁止】

会員は、本規約に基づく本クラブの会員としての地位を第三者に対して譲渡、貸与、使用許諾、名義変更等はできないものとします。

第11条【個人情報の取扱い】

会員および会員保護者の個人情報は、当金庫「プライバシーポリシー」で定める「個人情報の利用目的・利用について」に加え、以下の利用目的でも使用します。

- (1) 本クラブの運営および関連イベント・キャンペーンの実施
- (2) その他お子様向けのイベント・キャンペーンのご案内

第12条【会員情報の第三者提供】

当金庫が「がましんキッズクラブ」の運営・サービス等の提供を行うことを目的に、第三者に業務を委託する場合があります。その際には業務を委託する上で必要な範囲で個人情報を提供し、目的以外に個人情報を使用しません。業務委託先に対しても個人情報の保護を求め、十分に配慮した上で委託先を選定し、個人情報の取扱いについては秘密保持契約を締結します。

第13条【規約の変更】

当金庫は、以下の場合には本規約を変更することがあります。規約を変更する場合は、その内容と変更の時期を事前にホームページ等に公表するものとします。その場合の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- (1) 会員の一般の利益に適合するとき
- (2) 変更が本クラブの目的に反せず、かつ、変更の必要性、内容の相当性その他の事情に照らして合理的であるとき

第14条【本クラブの終了】

当金庫は都合により本クラブの運営を終了することができるものとします。この場合、当金庫は事前にホームページ等で公表するものとし、個別の通知は行いません。

第15条【合意管轄】

- (1) 本規約は日本法に準拠します。
- (2) 本クラブの運営に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条【問い合わせ先】

この規約についてのお問い合わせ、又は本クラブに関するご質問は、当金庫の本支店窓口・担当者もしくは次の宛先までお願いします。

〒442-0056

愛知県蒲郡市神明町 4 番 25 号

蒲郡信用金庫 ソリューション推進部

Tel:0533-69-6273

R8.3.4 リーガルチェック済